

ご契約者の皆様へ

愛媛県火災共済協同組合

火災共済改定のご案内

日頃より、愛媛県火災共済協同組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

この度、令和3年1月以降共済始期の契約について、火災共済制度の改定を実施いたします。主な改定の内容を以下のとおりご案内いたしますので、改訂内容をご確認いただきますとともに、引き続きご契約を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

◆ 制度改定の背景

近年、自然災害の頻発や水濡れ事故の増加など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、台風の巨大化、異常気象によるゲリラ豪雨等により、風災や水災による共済金の支払い件数が増加しています。

これに伴い組合員の皆様方からは、地震や台風などの自然災害に対して、補償の充実が求められております。

< 主な改定の内容 >

- ◆ 風災等支払方法拡充特約の新設
- ◆ 共済掛金の改定
- ◆ 築浅割引の拡充（築10年未満30%割引・築20年未満15%割引）
- ◆ 水災補償の拡充および工場物件への水災補償の新設

◆ 制度改定の詳細

1. 風災等支払方法拡充特約の新設

- ◆ 風災による小損害(20万円未満)でも共済金をお支払い出来るようになりました。

普通火災(工場物件含む)・総合火災共済では、台風などの風災により損害を被った場合、20万円以上の損害が発生しないと支払の対象となりませんでした。20万円未満の損害でもお支払対象とする特約を新設しました。

2. 共済掛金の改定 <普通火災(工場物件含む)・総合火災・新総合火災・地震危険補償特約>

共済掛金の改定

- 共済掛金率の改定を行いませんでした。
改定率は、ご契約者様のご契約の内容(共済の対象、所在地、構造、用法、補償内容等)によって異なります。

地震危険補償特約掛金率の改定

令和3年1月に地震保険料率が見直されることから、特約の共済掛金率の改定を行いました。

3. 割引の拡充

築浅割引の拡大	
● 築10年未満の建物に 30%割引	
● 築10年以上20年未満の建物に 15%割引	(事業用建物も割引の対象となります。)

事業継続力強化割引の新設	
10%割引 (以下の条件を満たす契約)	
● 1 共済契約証書の合計共済金額が1億円以上	
● 「事業継続力強化計画認定」	
	または「BCP 優良認定・認証」を受けていること

4. 総合火災・新総合火災D型の水災補償の拡充 + 工場物件への水災補償の新設

共済の対象	損害の程度		共済金
			共済金(改定前)
建 物 家 財	共済価額の30%以上の損害		共済金額 × 損害額 / 共済価額 × 70%
	床上浸水 または、 地盤面より 45cmを超 える浸水	共済価額の 15%以上 30%未満の 損害	共済金額 × 10% (1 事故・共済の対象ご とに 200万円 限度)
		共済価額の 15%未満の 損害	共済金額 × 5% (1 事故・共済の対象ご とに 100万円 限度)
什器・備品 商品・製品	床上浸水または、地盤面よ り45cmを超える浸水		共済金額 × 5% (1 事故・共済の対象ご とに 100万円 限度)

改定

共済金	
共済金(改定後)	
共済金額 × 損害額 / 共済価額 (縮小割合 70% を廃止しました)	
共済金額 × 20%	(1 事故・共済の対象ごとに 300万円 または 損害額×共済金額 / 共済価額のいずれか低い額限度)
共済金額 × 10%	(1 事故・共済の対象ごとに 150万円 または 損害額×共済金額 / 共済価額のいずれか低い額限度)
共済金額 × 25%	(1 事故・共済の対象ごとに 500万円 ^{※1} または 損害額×共済金額 / 共済価額のいずれか低い額限度)

※1 工場物件の水害共済金補償特約の場合、1,000万円

❖ 南海トラフ地震の発生が危惧されております。地震への備えは大丈夫ですか？

地震危険補償特約のおすすめ	
地震による火災・倒壊・津波により建物に損害が発生した場合、共済金をお支払いいたします。	
ご加入の条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 昭和56年6月以降に建築された建物 ● 住宅はもちろん店舗・事務所・工場・倉庫などの事業用建物

休業対応応援共済のおすすめ	
地震・津波・台風などの自然災害や火災等により建物に損害が発生し、休業した場合に共済金をお支払いいたします。	
◆ 建物が全損した場合	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">     </div>
◆ 建物の一部に損害が発生し休業した場合	
<p>全損応援共済金 最高 3,000万円</p> <p>一部損応援共済金 最高 1,500万円</p>	<p>火災 風災 水災 地震</p>

- このご案内は、改定の概要を説明したものです。共済金をお支払いできない場合等の詳しい内容につきましては、「約款」、「重要事項説明書」、「パンフレット」をご覧ください。
- ご不明な点につきましては、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。
- 当組合と全日本火災共済協同組合連合会が共同して共済契約をお引き受けいたします。